

京都市告示第 114 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、休止及び廃止の届出がありました。

平成19年6月29日

京都市長 榊本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
この眼科クリニック	四条ふや町中村眼科	平成19年4月1日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
伊藤医院	右京区西京極堤外町1番地の29	平成19年5月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
牧野医院	上京区千本通五辻上ル西入末広町	平成19年5月1日
(医) 栄仁会 烏丸診療所	下京区七条通新町東入西境町163番地	平成19年5月6日
柏井歯科医院	北区小山北上総町30番地の2	平成19年5月6日
富士薬局	山科区日ノ岡町堤谷町61番地	平成19年5月1日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
ひまわり整骨院	山科区栂辻草海道町7番地	春名 剛	平成19年4月2日
あんず整骨院	山科区音羽野田町15番地の9 ハヤシスタジオビル1F	田中 康弘	平成19年5月20日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)